

調整給付金(不足額給付金)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付金)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付金)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付金)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

湯浅町長 様

受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付金)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)して、署名してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 支給要件に該当する場合、原則として**4万円**が支給されます。
市区町村における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付金)は支給されません。
また満額(4万円)の条件を一部欠く場合は計算により減額して支給されます。(対象者には別途通知あり。)

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たし、低所得者向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していないこと。

- ・ 令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付金)の支給対象とならなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付金)の対象とならなかった

- ② 過去の給付等の受給状況に☒してください(複数☒可)。

①～⑤に該当しない場合は⑥に☒してください。

- ☐ ①令和5年度 非課税給付金(7万円/世帯)の世帯主又は世帯員として受給
- ☐ ②令和5年度 均等割課税世帯給付金(10万円/世帯)の世帯主又は世帯員として受給
- ☐ ③令和6年度 新たな均等割・非課税世帯給付金(10万円/世帯)の世帯主又は世帯員として受給
- ☐ ④令和6年度 定額減税(本人及び扶養親族人数×4万円)の本人又は扶養親族として減税された
- ☐ ⑤令和6年度 調整給付(定額減税しきれないと見込まれる方への給付)を受給
- ☐ ⑥ ①～⑤のいずれの給付等の該当になっていない。

- ③ 調整給付金(不足額給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類を全て提出します。

令和 年 月 日 申請者氏名

裏面へ進む

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				署名 本人氏名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関の口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、湯浅町 住民生活課 税務係(0737-64-1106)までお問い合わせください。

提出書類

- ☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項・署名

☐ 申請者(または代理人)の氏名など

☐ 振込口座
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☐ ※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみご注意ください。
『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』
- 転入者

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』
- これらの書類は、令和6年に湯浅町に転入された方のみご注意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

記入した振込を希望する口座の確認書類を提出してください。